****

大阪府委託事業

（実施団体：一般財団法人大阪府人権協会）

**令和６（2024）年度　大阪府人権総合講座**

**総合案内（前期）**

**１　目　　的**

　　人権尊重の社会づくりを推進するために、人権教育・啓発や人権相談に携わる際に必要な知識やスキル等を学ぶ講座を開催し、必要な人材を幅広く養成します。

**２　概　　要**

1. 前期・後期あわせて８つの「人材養成コース」と幅広く人権問題が学べる「人権問題科目群」を設定します。
2. 前期は初任者や経験の少ない方向け、後期は経験者向けのカリキュラムで実施します。
3. 対象者は、大阪府内に在住または在勤で、大阪府、市町村、NPO団体等、企業、地域等において人権教育・啓発や人権相談に携わる方です。
4. 複数のコースの受講や各人材養成コース・人権問題科目群内の一部を選択受講することが可能です。
5. 受講者同士の交流が促進される対面・集合型を原則として実施します。

ただし、人材養成コース共通科目「（総論）人権について」と人権問題科目群の一部科目は、希望者はオンデマンドによる受講が可能です。

**◆コースの構成**

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 名　　称 | | | | 科目数 | 定員 | 修了認定 |
| **前期** | **人材**  **養成**  **コース** | | **①人権担当者入門コース** | **7** | | **40** | **-** | |
| **②人権ファシリテーター養成コース** | **12** | | **20** | **あり** | |
| **③人権啓発企画担当者養成コース** | **11** | | **20** | **あり** | |
| **④人権相談員養成コース ★** | **12** | | **50** | **あり（※1）** | |
| **人権問題科目群 （前期）★** | | | **28** | | **60** | **（※1）** | |
| 後期 | 人材  養成  コース | ⑤人権ファシリテータースキルアップコース | | 6 | | 20 | - | |
| ⑥人権コーディネータースキルアップコース | | 4 | | 20 | - | |
| ⑦人権相談員スキルアップコース **★** | | 12 | | 30 | あり（※2） | |
| ⑧人権相談員専門コース **★** | | 12 | | 30 | - | |
| 人権問題科目群（後期）**★** | | | 16 | | 40 | （※2） | |

（※1）〈人権相談員養成コース〉の修了認定を受ける場合は、〈人権相談員養成コース〉の12科目に加えて、前期の人権問題科目群（28科目）全科目の履修が必要です。

（※2）〈人権相談員スキルアップコース〉の修了認定を受ける場合は、〈人権相談員スキルアップコース〉の12科目に加えて、後期の人権問題科目群（16科目）全科目の履修も必要です。詳細は後期案内でお知らせします。

（参考）★は人権擁護士の資格取得に必要なコース・科目群です。詳細はP.8をご参照ください。

**３　実施期間**　令和６（2024）年９月３日（火）～10月31日（木）　※オンデマンド実施科目は除く

**４　主　　催**　大阪府（実施：一般財団法人大阪府人権協会）

**５　会　　場**　HRCビル（AIAIおおさか）

〒552-0001 大阪市港区波除4-1-37

※フィールドワークの集合場所は、受講決定者に別途お知らせします。

▲



アクセス方法

**６　受 講 料**　無料　　※ただし、会場までの交通費等、受講にかかる費用は受講者の負担になります。

**７　受講申込方法**

大阪府人権相談・啓発等事業ポータルサイト内「人権総合講座のご案内」の「受講申し込み」から

お申し込みください。

URL: <https://jinkensodan-keihatu.pref.osaka.lg.jp/human-rights-lesson_application/>

▲

受講申し込み

※受講申し込みフォームから申し込みができない場合は、事務局までご連絡ください。

**８　申込期限**

**令和６（2024）年８月22日（木）正午 必着**

**● 受講者の決定について**

　　受講希望者が定員を超えた場合は、以下の①～④により受講者を決定します。

1. 人材養成コースは、コース内の科目の一部を選択して受講する方よりも、コース全科目の受講者を優先します。
2. コース全科目の受講者においては、大阪府及び大阪府内の市町村において人権教育・啓発や人権相談の業務等に従事する方を優先します。
3. 前期の人権問題科目群は、**〈人権相談員養成コース〉**の受講決定者のうち修了認定を希望する方を優先します。
4. 上記①～③によってもなお定員を上回る場合は、抽選にて決定します。

**９　受講決定通知**

1. 受講の可否については、**８月27日（火）以降**に当協会から申込者へEメールで通知いたします。
2. 併せて「受講票（兼　科目履修証明書交付依頼書）」及び「大阪府人権総合講座（前期）受講要領」をEメールでお送りします。
3. 受講決定後にやむを得ず受講を辞退される場合は、速やかに当協会に連絡してください。

**10　履修認定・修了認定・修了証書の交付**

(1)人材養成コース各科目、人権問題科目群とも、受講及び受講レポートの提出をもって「履修」を認定します。

受講レポートは、ポータルサイト内の専用フォームから提出してください。

(2)受講・履修等の詳細は、受講決定者に配付する**「大阪府人権総合講座（前期）受講要領」**を確認してください。

(3)前期において修了認定を行なうコースは、**〈人権ファシリテーター養成コース〉**、**〈人権啓発企画担当者養成コース〉**、**〈人権相談員養成コース〉**の３コースです。

(4)修了認定を希望する方は、次の①及び②の修了要件を満たすことが必要です。併せて「大阪府人権総合講座企画委員会」による審査を経て、当該コースの修了認定が受けられます。

また、履修認定・修了認定に必要な科目の受講は、令和７（2025）年度までの２年間での受講も可能です。

1. 各コースの修了認定に必要な全科目（下記③を参照）を履修すること。
   * 「講義」形式で行う科目（P.6～7のカリキュラムを参照）については、やむを得ず欠席した場合、人材養成コース受講者のうち修了認定希望者に限り「補講レポート」の提出により履修に代えることができます（上限は、下記③のとおり）。
   * 「演習」形式の科目（P.6～7のカリキュラムを参照）については、理由に関わらず、欠席した場合は履修したことにはなりません。
2. 提示された課題（①の要件を満たす該当者にのみ提示します）についての「修了レポート」を期日（各コースの最終日から２週間以内）までに作成・提出すること。
3. 各コースの修了認定には、以下の科目の履修が必要です。

・ **人権ファシリテーター養成コース**：全12科目（コース指定の科目）※補講レポートの上限は１科目のみ

・ **人権啓発企画担当者養成コース**：全11科目（コース指定の科目）※補講レポートの上限は１科目のみ

・ **人権相談員養成コース**：全40科目（コース指定の12科目と前期人権問題科目群全28科目）

※補講レポートの上限は４科目

(5)修了認定を受けた方には、大阪府知事名の修了証書を交付します。

**11　科目履修証明書の交付**

　　　人権担当者入門コースの受講者、科目選択受講者、修了認定を行うコースの未修了者、修了認定を要しない受講者（修了証書交付対象者以外の方）で、「科目履修証明書」の交付を希望される方は、当該科目の履修後、期日（令和６年10月31日（木）午後５時）までに指定様式（**「受講票（兼 科目履修証明書交付依頼書）」**）により申請してください。後日、履修確認ができた科目について科目履修証明書を交付します。

* + 科目履修証明書は、一般財団法人大阪府人権協会代表理事名で交付します。

**12　その他**

1. 障がい等により受講上の配慮・調整が必要な場合は、事前にご相談ください。
2. 本講座の配付資料は受講者のみ利用できます。複製や拡散等の２次使用は厳禁です。また、配布資料や講義内容の録音・録画をSNSなどにアップする等も厳禁とします。
3. オンデマンド受講は、受講対象者以外の視聴を禁止します。
4. 各科目の受講に際し、出席確認だけ行い実際の受講をしないなどの不正受講は禁止します。
5. 上記(2)～(4)を発見した場合、事務局はそれらの廃棄・削除の要求、及び受講の取り消しができることとします。
6. 受講者への連絡は原則としてEメールを使用します。
7. 受講申し込みフォームに入力いただいた個人情報は、本講座の運営のためにのみ使用することとし、適正に管理します。
8. 講座期間中、諸々の理由により、やむを得ず延期や中止、実施方法・講師・内容・カリキュラムの変更等の措置をとる場合があります。その場合は、受講予定者に個別に連絡します。ただし、突発的な災害等の状況により事前の周知が困難な場合がありますので、ご了承ください。

**13　受講の流れ**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| |  | | --- | | ◆人権担当者入門コース◆ |   新たに人権担当になった方、新たに相談員になろうとする方を対象に、人権問題の基礎理解、人権行政の基礎等の基本的知識を学んでいただくコースです。  　新任の方だけではなく、人権問題解決のため、何をどのように取り組めばよいのか戸惑っている方にもお勧めです。  ■実施日時：  ９月３日（火） 9:30～11:00   * （総論）人権について   ※ 各コース共通  ※希望者はオンデマンドでの受講が可能です。  ９月19日（木） 13:00～16:45   * 人権問題の基礎理解①② * 人権行政の基礎   ９月24日（火） 13:30～16:30   * フィールドワーク①②③　A日程   10月２日（水） 9:30～12:30   * フィールドワーク①②③　B日程   ■対象：新たに人権担当になった方  　　　　新たに相談員になろうとする方  ■定員：40名   * + ただし、フィールドワークはA日程・B日程とも定員20名。   ■内容：全７科目 ※ 講師・科目名等はP.6をご確認ください。   * 人権について（国際的な観点から人権保障を考える） * 人権問題の基礎理解、人権行政の基礎 * フィールドワーク（あいりん（釜ヶ崎）地区等を歩く）   + コース内の科目の一部を選択して受講することも可能ですが、その場合、各日程とも①②または①②③を通して受講してください。   + 「フィールドワーク」は受講申込時にA日程、B日程のいずれかを選択の上、受講してください。なお、希望日程を優先しますが、ご希望に沿えない場合もあります。   【フィールドワークの概要】  　大阪市西成区内にある日本で最大の野宿・日雇労働者の街を訪問します。日雇という不安定な就労形態の下、不況で真っ先に職と住居を失い、路上（野宿）生活を強いられ、差別や偏見、排除にさらされてきました。地域の歴史や課題そしてそこで暮らす人たちの強さや力を取り戻す支援等についてフィールドワークを通して学びます。 | |  | | --- | | ◆人権ファシリテーター養成コース◆ |   　ファシリテーターに必要な基礎知識を身に付けたい方を対象に、参加体験型プログラムにより、人権学習や人権研修のノウハウを学んでいただくコースです。  　経験が無い方だけでなく、経験者も日頃の取組みを振り返る機会になります。講師からだけでなく、受講者相互の学びあいで、より多くの気づきが生まれます。  ■実施日時：  ９月３日（火） 9:30～11:00   * （総論）人権について   ※ 各コース共通  ※希望者はオンデマンドでの受講が可能です。  10月９日（水） 10:00～16:15   * 人権ファシリテーターとは①② * ワークショップ体験①②③   10月23日（水） 9:30～16:45   * 実習に向けて①② * 実習①②③ * ふりかえり   ■対象：ファシリテーターに必要な基礎知識を身に付けた  い方（経験は問いません）  ■定員：20名  ■内容：全12科目 ※ 講師・科目名等はP.6をご確認ください。   * 人権について（国際的な観点から人権保障を考える） * 人権ファシリテーターとしての視点・行動・スキル等の基礎的な学習 * 参加・体験型のプログラム体験 * ファシリテーター実習とふりかえり   + コース内の科目の一部を選択して受講することも可能ですが、その場合、各日程とも①②または①②③を通して受講してください。   + 10月23日（水）の「実習①②③」の受講には、「実習に向けて①②」の受講が必須となります。   　「人権の視点」を大切にしたファシリテーターを基礎からめざします。スモールステップで、できることから始めてみましょう。 |
| |  | | --- | | ◆人権問題科目群◆ |   　いろいろな人権問題を幅広く学びたい方が、深めたい課題や学んでみたい内容に応じて、１科目から自由に選択して受講可能な科目群です。多様化・複雑化する今日のさまざまな人権問題への理解を深め、人権が尊重される社会をめざします。 一部科目について、希望者はオンデマンドでの受講が可能です。   * + 〈人権相談員養成コース〉の修了認定を受ける場合は、前期の人権問題科目群（28科目）全科目の履修も必要です。（申込要）   P.5下段につづく→ | |
| |  | | --- | | ◆人権啓発企画担当者養成コース◆ |   　「魅力ある人権啓発事業を考えたい」「どうすれば、人権への理解がひろがるの？」など、人権啓発事業の計画・実施に悩んでいる方にお勧めのコースです。  　人権啓発の基礎と、企画立案の考え方やアイデア出し、広報等をワークショップで共に学びます。講師からだけでなく、受講者相互の学びあいでさらに良い企画にしていきます。レベルアップした企画づくりができるチャンスです。  ■実施日時：  ９月３日（火） 9:30～11:00   * （総論）人権について   ※ 各コース共通  ※ 希望者はオンデマンドでの受講が可能です。  10月８日（火） 10:00～16:15   * 事業企画の基礎①②③ * 企画書にチャレンジ①②   10月22日（火） 10:00～16:15   * 広報の基礎①② * 発表①② * ふりかえり   ■対象：人権教育・啓発の企画や事業実施を担当する方  ■定員：20名  ■内容：全11科目 ※ 講師・科目名等はP.6をご確認ください。   * 人権について（国際的な観点から人権保障を考える） * 人権力を高める企画づくり * 啓発ツールにもなる広報づくり * 企画書作成と講評   + コース内の科目の一部を選択して受講することも可能ですが、その場合、各日程とも①②または①②③を通して受講してください。   受講者同士で意見を出し合いながら、ひとりでは考えられなかったイメージやアイデアなどを持ち帰ります。事業企画をレベルアップすることで、充実した人権啓発事業を実現しましょう。 | |  | | --- | | ◆人権相談員養成コース◆ |   　相談業務経験が概ね1年以下の相談員を対象に、人権相談の状況や法律や制度、相談援助技術の基礎を学んでいただくコースです。   * + 〈人権相談員養成コース〉の修了認定を受ける場合は、前期の人権問題科目群（28科目）全科目の履修も必要です。（申込要）   ■実施日時：  ９月３日（火） 9:30～16:45   * （総論）人権について   ※ 各コース共通  ※ 希望者はオンデマンドでの受講が可能です。   * 人権相談の現状と相談の基本 * 個人情報の保護と共有 * 障害者総合支援制度   ９月13日（金） 9:30～16:45   * 対人援助の基本姿勢①② * 介護保険制度 * 生活保護制度   ９月18日（水） 9:30～16:45   * 年金 * 雇用・労働 * 傾聴・コミュニケーション①②   ■対象：相談業務経験が概ね1年以下の相談員  ■定員：50名  ■内容：全12科目 ※ 講師・科目名等はP.6をご確認ください。   * 人権について（国際的な観点から人権保障を考える） * 相談援助技術の基礎 * 各種法律・制度   + コース内の科目の一部を選択して受講することも可能ですが、その場合、各日程とも①②を通して受講してください。   人権相談、就労相談、女性相談…相談を受ける対象は違っても、相談援助の基本は同じです。より良い相談援助ができるように、相談業務の基本を学びます。 |
| →P.4下段よりつづき  ■実施日時：９月26日(木)、10月４日(金)、10月11日(金)、10月16日(水)、10月25日(金)、10月29日(火)、  10月31日(木)　【1限】9:30～11:00、【2限】11:15～12:45、【3限】13:30～15:00、【4限】15:15～16:45  ※オンデマンド受講可能科目：10月29日9:30～11:00、10月29日13:30～15:00、10月29日15:15～16:45  ■対象：大阪府内に在住・在勤の方で、人権教育・啓発や人権相談に携わる方  ■定員：各科目60名  ■内容：全28科目　※ 講師・科目名等はP.7をご確認ください  女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人の人権、同和問題、インターネットにおける人権課題など様々な人権問題が学べます。 | |

令和6（2024）年度　大阪府人権総合講座（前期）　**【人材養成コース】**カリキュラム

■複数のコース、コースと人権問題科目群、コース内の科目の一部を選択して受講するなど自由に選択が可能です。

※共通科目「（総論）人権について」（形式に★がある科目）は、希望者（申込者）はオンデマンド受講（視聴期間：9/10～9/17）が可能です。



※1 〈人権担当者入門コース〉は、フィールドワークをA日程・B日程のいずれかを選択

　　 して受講いただくため、指定科目数は7科目となります。

※2 フィールドワークの集合場所・会場・コース等は、受講決定者に別途お知らせします。

※3 オンデマンドでの受講方法等は、受講決定者に別途お知らせします。

〈人権相談員養成コース〉の修了認定を受ける場合は、〈人権相談員養成コース〉と併せて、前期の人権問題科目群（28科目）全科目の履修（申込要）も必要です。（P.7参照）

令和6（2024）年度　大阪府人権総合講座（前期）　**【人権問題科目群】**カリキュラム

■１科目から自由に選択して受講が可能です。

※一部科目（形式に★がある科目）は、希望者（申込者）はオンデマンド受講（視聴期間：11/8～11/15）が可能です。



**≪実施方法をオンライン方式に切り替えた場合の対応について≫**

* 大阪府人権総合講座は原則として対面・集合型で実施しますが、講座期間中の諸々の理由により、やむをえず実施方法をオンライン方式に切り替える場合があります。その場合は、Zoomアプリケーションのミーティング機能を使用する予定です。
* オンライン方式に変更の際は、最新のコンピュータウイルス対策等がなされている機器を使用して受講してください。講座の主催者・実施者は受講によるコンピュータウイルス感染や第三者の妨害等行為など、不可抗力によって生じた損害等に一切の責任を負いませんのでご了承ください。また、Zoom利用にあたっての操作方法等の問い合わせ対応やサポートはできません。
* オンライン方式に切り替えた場合のインターネット等の通信料など、受講にかかる費用は受講者の負担になります。
* 上記の変更については、受講予定者に個別に連絡します。
* Zoom及びZoom（ロゴ）は、Zoom Video Communications, Inc.が提供するシステムです。

９月３日（火）の開講式・オリエンテーションに引き続き、大阪府人権擁護士に関するガイダンスを行います。

講座に関する問い合わせ先

一般財団法人大阪府人権協会　　担当：塚本（つかもと）

〒552-0001　大阪市港区波除4-1-37 HRCビル8階

TEL：06-6581-8613　　FAX：06-6581-8614　　Eメール： [info@jinken-osaka.jp](mailto:info@jinken-osaka.jp)

**≪大阪府人権擁護士資格取得についてのお知らせ≫**

大阪府人権擁護士の資格取得には、P.1 に記載の前期**④人権相談員養成コース**の修了※、及び後期開講の

**⑦人権相談員スキルアップコース**の修了※と**⑧人権相談員専門コース**の全科目履修が必要です。

※ 前期の**④人権相談員養成コース**、及び後期の**⑦人権相談員スキルアップコース**の修了には、各コース指定の全科目に加えて、それぞれ **前期の人権問題科目群（28科目）全科目**と**後期の人権問題科目群（16科目）全科目**の履修も必要です。

詳しくは、大阪府人権局人権擁護課のホームページをご確認ください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/jinken/yougosi/index.html>

■大阪府人権擁護士に関するお問い合わせ先：大阪府人権局人権擁護課

TEL：06-6210-9283　　FAX：06-6210-9286　　Eメール： [jinken-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:jinken-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp)